



# ALPA Japan NEWS

## 日乗連ニュース

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
JAL 整理解雇対策委員会  
〒144-0043  
東京都大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル  
TEL.03-5705-2770  
FAX.03-5705-3274  
E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2015.12.28 No. 39-22

## JAL 整理解雇問題

# ILO から 3 度目の勧告、出される！

(フォローアップ見解)



### 労使間の意義ある対話の重要性を強調

2015年11月12日、ILO から日本政府に対して第三次勧告が出されました。今回の勧告は2013年10月の二次勧告以降の労使関係の状況と、日本政府の動き(4月15日の塩崎厚生労働大臣国会発言「労使の当事者が自主的に解決に向けて努力しなければならないことに尽きる」)などを踏まえたものです。

今回の勧告の重要な点は「委員会は、本件の最新の展開に鑑み、会社と当該労働組合との意義ある対話 (*meaningful dialogue*) を維持することの重要性を、今一度、強調する」と、二次勧告よりも一歩進んだ形で、労使間での自主的な解決を更に強く求めていることです。

### これまで労使交渉は有効では無かったことを厳しく指摘

また、ILO は「労働者の整理解雇の問題について、真に交渉 (*true engagement*) についていたかどうかという点について、労働者と使用者間で意見の相違がある」と指摘しています。これは、この4年間の労使交渉が、労使の見解の違いにより実質的な解決に向けたものになっていないということを ILO が把握した上で、見解の違いを乗り越えて解決へ向けた交渉をするよう求めているということです。

### 5,700 人の退職者を理由に、問題解決を拒むことは出来ない

今回の勧告では、「会社が、本件について、事業に関係するすべての労組との討議がなされるよう会社の態度を維持することを信頼し・・・」として、JAL 経営に対して全ての労組との話し合いを求めています。これは、JAL 経営が「会社を去った5,700人とは別に、整理解雇された165人を救済する措置を取ることは公正とは言えないと述べている。」ことを認識した上で、整理解雇が一連の人員削減策の中で実施されたのだから、JAL 経営に対して、5,700人の退職者がいることを言い訳にせず、人員削減策の影響を受けた全ての労働組合との討議を行うことで問題解決に繋げるよう求めているのです。



## ILO は行政訴訟(不当労働行為)高裁判決に高い関心を示す

ILO は、2010 年 11 月に整理解雇の過程で、管財人が労働組合に介入した不当労働行為事件(行政訴訟)について、勧告の最後に「委員会は、2015 年 3 月～4 月に政府が国会で本争議解決に向けての労使交渉を求める発言を行ったことと、JAL の不当労働行為についての東京高裁平成 26 年第 369 号事件の 2015 年 6 月 18 日判決に言及する申し立て組合の 2015 年 9 月 5 日付けの情報に留意する。委員会は、これらに関する日本政府の見解を求める」と述べ、組合から ILO に提出した「追加情報」に注目し、とりわけ不当労働行為事件の東京高裁判決に高い関心を示しています。このことは、ILO が、165 名の解雇の有効性を認めた 2 月の最高裁決定の正当性が問われる、との認識を示しているといえます。

JAL 経営は ILO 勧告に従って、早期に解雇争議を解決させ、労使の信頼関係の再構築を進めることが強く求められています。安全運航の基盤が職場にあることを決して忘れてはなりません。

まずは職場復帰に向けた  
解決のための話し合いを！



## JALは、ILO勧告に従い、 問題解決に向け、誠実な交渉を開始すべきです

- ◆ 塩崎厚生労働大臣は、2015 年 4 月の国会で「労使の話し合いがきちんと行われるよう、注視していきたい」と ILO 勧告にそった答弁をしています。
- ◆ 2015 年 11 月、ILO は JAL 案件で日本政府に対して三度目の勧告を出しました。勧告は、解雇した労働者を職場に戻すために、労使で意義ある話し合いをするよう再度強く求めています。
- ◆ JAL は、労使交渉で「争議が長引くのはよくない。話し合いは続けていく」と述べていますが、未だに解決のための誠実な交渉は一度も行われていません。
- ◆ ILO は争議の早期解決を求めています。政府も JAL も国際条約である ILO 勧告に従い、早く争議の解決を目指すべきです。
- ◆ 解雇を強行するために、管財人が不当労働行為を行ったことが東京高裁で断罪されました。JAL 経営は、解雇に至る手続きの中で違法行為が行われた事実を真摯に反省し、問題解決に向けた誠実な交渉を開始すべきです。